

Annual Report 2025

 SBI新生銀行
グループ 新生信託銀行

年次報告書 2025

2024年4月1日～2025年3月31日



信託ができること、 もっと身近に、お客さまとともに

■ はじめに	P3	■ 資料編	P17
ごあいさつ		財務諸表	
経営理念		信託業務の状況	
■ 業績ハイライト	P5	営業の状況	
■ 主要サービスのご案内	P6	有価証券の状況	
法人のお客さま		自己資本の充実の状況（国内基準）	
個人のお客さま		報酬等に関する開示	
■ 会社概要	P8	■ 索引（法定開示項目一覧）	P32
概要・当社の歩み			
組織図			
役員・従業員の状況			
■ 内部管理体制	P11		
経営管理体制			
リスク管理体制			
コンプライアンス（法令等遵守）			
各種コンプライアンス方針			
受託審査体制			
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況			

本誌は銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。計数につきましては、原則として単位未満を切捨てのうえ表示しております。
当社で取り扱いのない取引及び該当のない事項については、本文中または索引（法定開示事項一覧）内に掲載しております。

ごあいさつ

平素より新生信託銀行をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

SBI新生銀行グループがSBIグループ入りして、3年余りが経過いたしました。

当社は、1996年の設立当初から資産の流動化・証券化を中心とした法人のお客さま向けの信託サービスを強みにしておりますが、SBIグループ入り以降は、これまでの商品・サービスに加えて、SBIグループの知見やデジタル技術を融合した新たな価値の創出に取り組んでおります。

2024年度は、当社第1号案件となる不動産を裏付け資産とするセキュリティ・トークンを発行し、また、国内初のステーブルコイン「USDC」（米ドル建海外発行）の取り扱いに必要となる信託機能を提供するなどデジタル領域で先進的な取り組みを推進しています。

また、個人のお客さまに長年ご支持いただいております合同運用指定金銭信託（「パワートラスト」及び「パワートラストNeo」）の商品ラインナップ拡大や、SBIグループと連携した投資信託の受託業務の開始など商品・サービスの幅も着実に広がっております。

こうした取り組みの積み重ねにより、お客さまとの関係も一層深まり、2024年度末には信託財産残高が6兆円を超えるに至りました。

2025年度は、デジタル領域の強化に向けて「デジタルアセット担当」を新設いたしました。また、SBI新生銀行と連携し、7月には、SBI新生銀行を併營業務代理店とする相続関連サービスの提供も開始いたしました。

今後もSBIグループの一員として、お客さま本位の商品・サービスをご提供してまいりたいと思います。

2026年には、当社は設立30周年を迎えます。これまでの歩みに深く感謝申し上げますとともに、これからも「顧客中心主義の徹底」と「先進的な金融サービスの提供」を使命とし、誠実かつ専門性の高い対応で、皆さまの信頼に応えてまいります。

今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



代表取締役社長 岩井正貴

2025年7月

経営理念

当社の基本方針と目指す方向

お客さま本位の価値の提供

常にお客さまの視点に立ち、高い倫理観と高度な専門知識を有する人材を基盤に、お客さまの多様なご要望に応えるソリューションを提供するとともに、SBIグループの先進的なデジタル技術を活用し、新たな資金調達や投資機会の創出を実現してまいります。

ガバナンスとリスクマネジメント

社会的責任と使命を常に意識し、健全なガバナンス体制のもとで業務を遂行してまいります。また、業務の正確性・生産性・効率性・機動性を高めるとともに、事業継続計画の高度化にも取り組み、持続可能な経営基盤の構築を目指しています。

人材育成と働き方の多様化

多様な人材が活躍できる環境づくりや柔軟な働き方の推進を通じて、組織の活性化と効率化を図っています。さらに、定期的な研修や、社内外の人事交流を通じて、次世代を担う人材の育成に力を注いでいます。

グループの経営理念

SBIグループの5つの経営理念

正しい倫理的価値観を持つ

「法律に触れないか」、「儲かるか」ではなく、それをすることが社会正義に照らして正しいかどうかを判断基準として事業を行う。

金融イノベーターたれ

革新的技術を導入し、より顧客便益性を高める金融商品やサービスを提供することで、従来の金融のあり方に変革を与える。

新産業クリエイターを目指す

21世紀の中核的産業の創造および育成を担うリーディング・カンパニーとなる。

セルフエボリューションの継続

「創意工夫」と「自己変革」により経済環境の変化に柔軟に適應すべく、自己進化し続ける。

社会的責任を全うする

SBIグループ各社は、社会の一構成要素としての社会性を認識し、様々なステークホルダー（利害関係者）の要請に応えつつ、社会の維持・発展に貢献していく。

SBI新生銀行グループの経営理念

SBI新生銀行グループは次の経営理念を掲げて、日々の経営・業務に取り組んでいます。

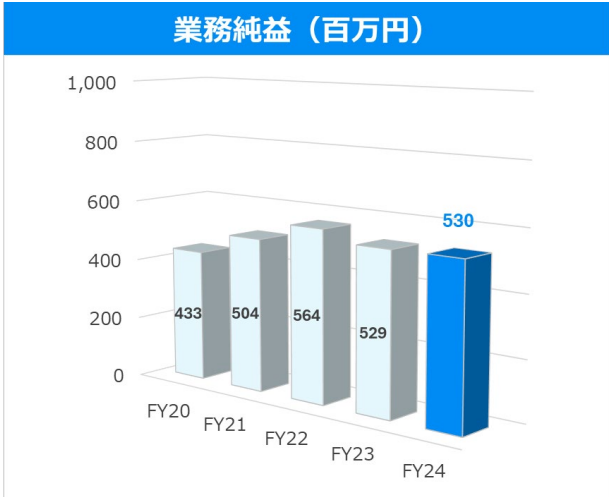
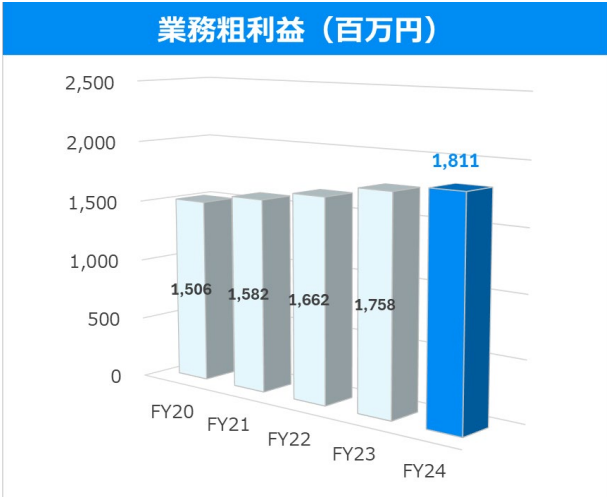
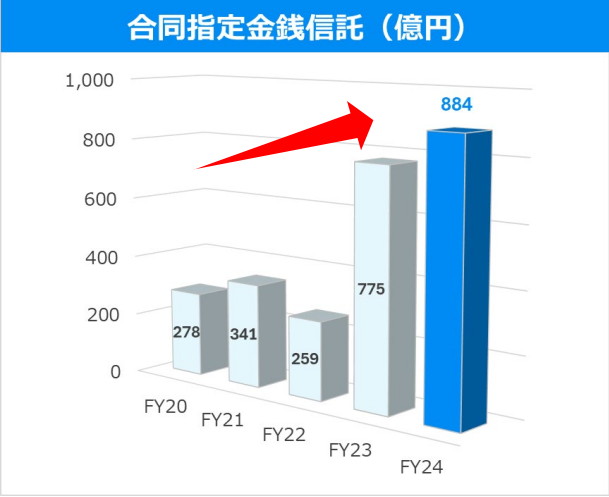
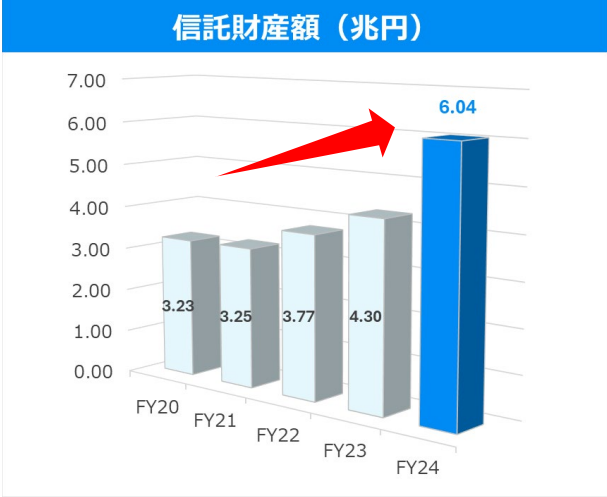
- 安定した収益力を持ち、国内外産業経済の発展に貢献し、お客さまに求められる銀行グループ
- 経験・歴史を踏まえた上で、多様な才能・文化を評価し、新たな変化に挑戦し続ける銀行グループ
- 透明性の高い経営を志向し、お客さま、投資家の皆様、従業員などすべてのステークホルダーを大切に、また信頼される銀行グループ

業績ハイライト

2024年度は堅調な景気情勢を背景として、当社の主力業務である不動産関連やノンバンク、事業法人の資金調達など資産流動化ビジネスは底堅く推移しました。あわせて、SBIグループ内の金銭債権や不動産ノンリコースローン等の資産流動化ニーズに着実に応えとともに、お客さまのご要望に応じたきめ細かなサービスを提供することで差別化に努め、新規のお客さまとの取引も拡大しております。

信託財産額は、SBIグループ入り以降の新たな取引拡大などを背景に2024年度末には6兆円を上回り、過去最高を更新しました。個人のお客さま向け運用商品の合同運用指定金銭信託も大きく残高を伸ばし、残高は884億円となりました。業務粗利益も着実に拡大し、1,811百万円（前期比3.0%増）となりました。業務純益も安定して推移しております。

さらに、取扱業務の拡大にも注力しており、将来の収益化を目指し、投資信託の受託業務、不動産セキュリティ・トークン案件の受託、ステーブルコイン取り扱いにかかる信託機能提供などを開始いたしました。2025年度には、新たに相続関連サービスの提供を開始いたします。



法人のお客さま

お客さまの様々なニーズに応じて当社の信託機能を提供いたします。

1. 当社に寄せられる主なニーズ

- 資金調達手段の多様化
 - ・借入以外の資金調達手段としての、金銭債権（住宅ローン債権、リース債権）及び保有不動産の活用
 - ・流動化による資金調達、資金回収期間の短期化
- リスクの分散（バランスシートの改善）
 - ・集中化したアセットクラスの削減
 - ・大口融資案件等のシンジケーション組成
- 資金運用の多様化
 - ・新しいアセットクラスへの取り組み

2. 当社がご提供する主なサービス

不動産関連業務



- ・お客さまが保有する不動産を受益権化・流動化し、資金調達の多様化やオフバランス化のニーズにお応えします
- ・不動産売買ニーズに対しては、不動産受益権媒介業務及び不動産ビジネスマッチング業務を提供します
- ・金融機関のお客さまには、不動産ノンリコースローン等の信託財産管理サービスを提供します

債権流動化業務



- ・企業向け貸付債権、リース債権、住宅ローン債権、自動車ローン債権、割賦債権等多岐にわたる資産の流動化に対応します
- ・財務戦略やリスク削減等のニーズに応えるため、お客さまが保有する資産を裏付けにした投資商品のアレンジメントや信託財産としての管理を行います

その他



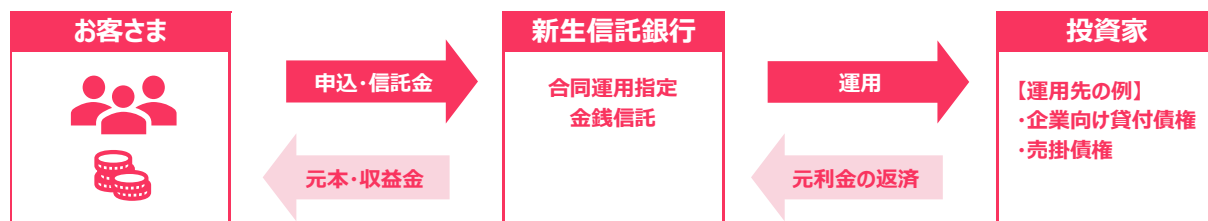
- ・不動産や動産、貸付債権などの多彩な資産や権利のデジタル化に対応します（セキュリティ・トークンの発行（受益証券発行信託の受託））
- ・LBOファイナンスや優先株式投資における信託機能を提供します

個人のお客さま

1. 合同運用指定金銭信託

「合同運用指定金銭信託」は、当社が受託者として資産の運用・管理を行う実績配当型の金銭信託です。当社は、SBI新生銀行に本商品の募集取扱業務（電子募集取扱業務を含む）を委託し、SBI新生銀行からお客さまに提供しております。

ご資金の流れ（イメージ図）



2. 相続関連サービス

遺言作成から、相続発生後の遺産整理のご相談まで、SBI新生銀行を併營業務代理店として、お客さまに相続関連サービスを提供いたします。SBI新生銀行が当社の併營業務代理店として銀行店舗にてお客さま対応をいたします。

●遺産整理 — 相続発生後の資産分割

相続人代表等と相談し遺産分割協議書作成をお手伝いし、銀行、証券口座の解約、不動産名義変更事務、遺産分割を行います。

こんな方へのサービスです

- ☐ 相続手続きを手伝ってほしい
- ☐ 被相続人の財産内容を調べてほしい
- ☐ 遺産分割協議のアドバイスがほしい
- ☐ SBI証券、SBI新生銀行の資産が多い
- ☐ 不動産の評価額が大きい



●遺言信託 — 遺言作成から相続発生後の遺産分割まで

- ・遺言作成時 公正証書遺言の作成を補助し、当社にて保管いたします。
- ・遺言執行時 遺言に従い、銀行、証券口座の解約、不動産名義変更事務、遺産分割を行います。

こんな方へのサービスです。

- ☐ 遺言作成を手伝ってほしい
- ☐ 相続人の手続き負担を軽減してあげたい
- ☐ 相続人に遺産分割で揉めてほしくない
- ☐ 法定相続人以外の方にも遺贈したい
- ☐ 社会貢献のために寄付をしたい
- ☐ SBI証券、SBI新生銀行の資産が多い
- ☐ 不動産の評価額が大きい



概要・当社の歩み

名称	新生信託銀行株式会社
英文名称	Shinsei Trust & Banking Co., Ltd.
設立年月日	1996年11月27日
本店所在地	〒106-6008 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー 8階
代表取締役社長	岩井 正貴
営業所	本店のみ
資本金	50億円
発行済株式数	100千株
株主	株式会社SBI新生銀行(100%)
URL	https://www.shinseitrust.com

登録金融機関 / 関東財務局長（登金）第22号

日本証券業協会加入



○ 設立（1996年～）

- ・ 日本長期信用銀行（現：SBI新生銀行）の子会社として設立
- ・ 証券化、流動化を中心とした信託機能の提供

○ 不動産関連ビジネス（2000年～）

- ・ 不動産信託業務を開始
- ・ 不動産信託受益権を対象とした仲介業務を開始

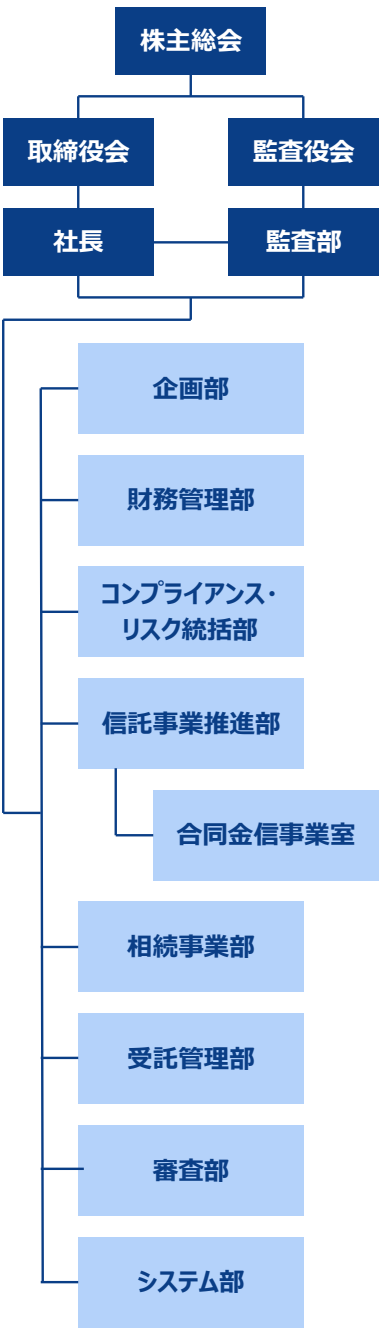
○ 資金調達サポート/資金運用商品（2010年～）

- ・ グループ会社の資金調達に係る信託機能の提供
- ・ 個人向け運用商品 合同運用指定金銭信託（パワートラスト）の提供を開始
- ・ 財務管理人業務の提供を開始

○ SBIグループ入り（2021年12月～）

- ・ 官民連携プロジェクト「Project Guardian」にステーブルコイン発行者として参画
- ・ 投資信託の受託を開始
- ・ セキュリティ・トークンの発行 ステーブルコイン関連の信託機能の提供を開始
- ・ デジタル領域の強化に向けて信託事業推進部内にデジタルアセット担当を新設
- ・ 相続関連サービスの提供を開始

組織図



2025年7月1日現在

※監査部は社長に直属するとともに
監査役会に対しても直接報告を行います

- 経営計画・組織戦略の立案推進
サステナブルな組織運営（人事、総務他）
- 財務戦略の立案推進
決算・税務、パーゼル対応、資金繰り管理
予算管理に係る基本方針の立案、及び予算管理・計数管理の統括
- リーガルコンプライアンス及びリスク管理に関する統括事務
事務に関する基本方針策定、事務合理化・効率化の企画推進
各リスク領域におけるリスク管理プロセスの実効性評価、改善
- スキームの構築・ドキュメンテーション等信託受託案件の営業・推進
信託受益権の募集・媒介及び新規ビジネス・受託案件の推進
受託案件の期中管理
- 「合同運用指定金銭信託」の組成、運用、管理
- 公正証書遺言の作成補助、保管
遺産分割協議書の作成補助
故人の金融資産の解約換金、不動産名義変更
- 信託受託における各種事務・オペレーション
（報酬計算、決算処理、投資家向けレポート作成等）
各種契約書・ドキュメント等の文書管理事務
- 信託受託審査の基本方針・審査基準の策定
信託受託における厳格な審査の実施
新規ビジネス等にかかるリスク洗い出しとリスク回避のための助言
- 信託勘定システムの開発・運用・保守及びその他業務システムの提供
各種リスク管理活動（情報セキュリティリスク、システムリスク他）
DXの推進

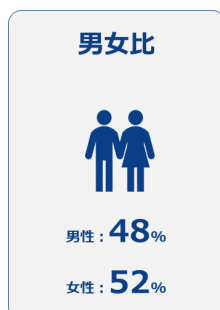


役員・従業員の状況

● 役員の状況 (2025年7月1日現在)

役職名	氏名	担当
代表取締役	岩井正貴	全体統轄、企画部、信託事業推進部、相続事業部、受託管理部
取締役	城野雅信	財務管理部、コンプライアンス・リスク統括部、審査部、システム部
取締役(非常勤)	後藤晋	
監査役	下村大作	
監査役(非常勤)	村上嘉奈子	
監査役(非常勤)	朝比規夫	
執行役員	伊藤通英	相続事業部長
執行役員	大友和典	信託事業推進部長

● 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

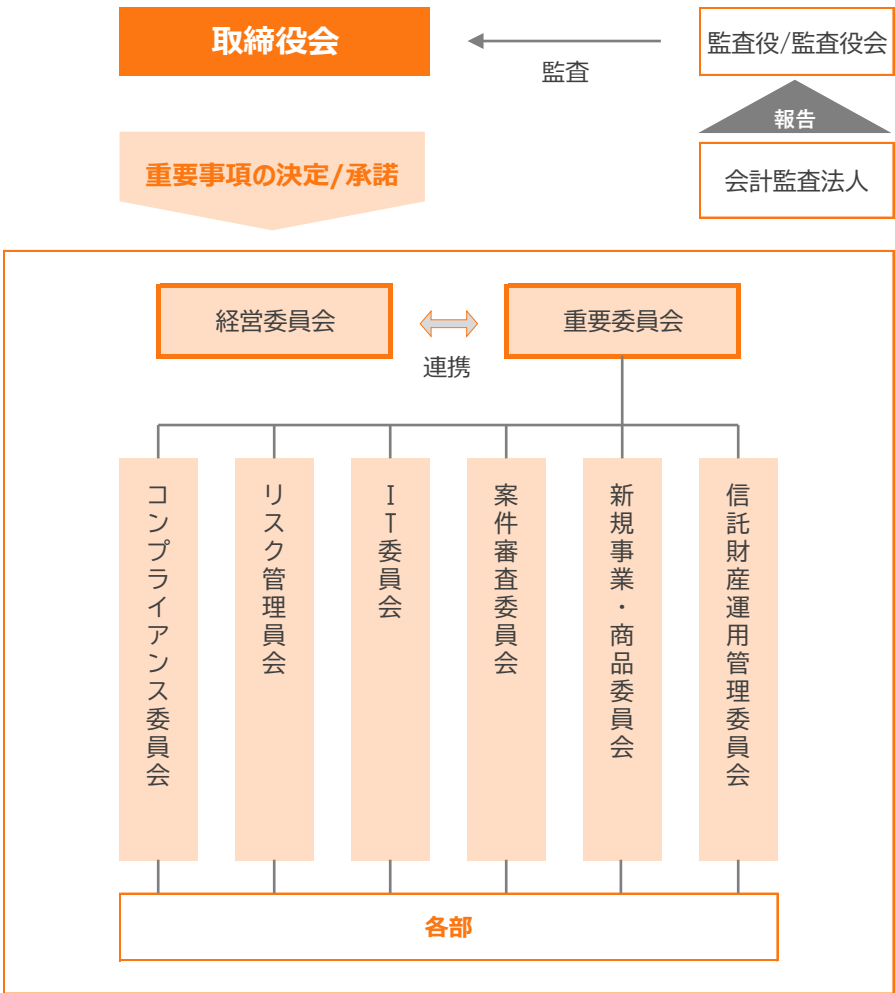


経営管理体制

1. 経営管理の基本方針

当社は、経営管理体制の構築を経営上の重要課題と位置づけ、各種施策を継続的に実施しています。経営上の重要事項にかかわる意思決定機関として取締役会、業務執行上の重要事項にかかわる審議・決定機関として経営委員会を設置しています。また、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、IT委員会、案件審査委員会、新規事業・商品委員会、信託財産運用管理委員会から成る重要委員会を設置し、内部管理体制の強化に努めています。

2. 経営管理の体制



リスク管理体制

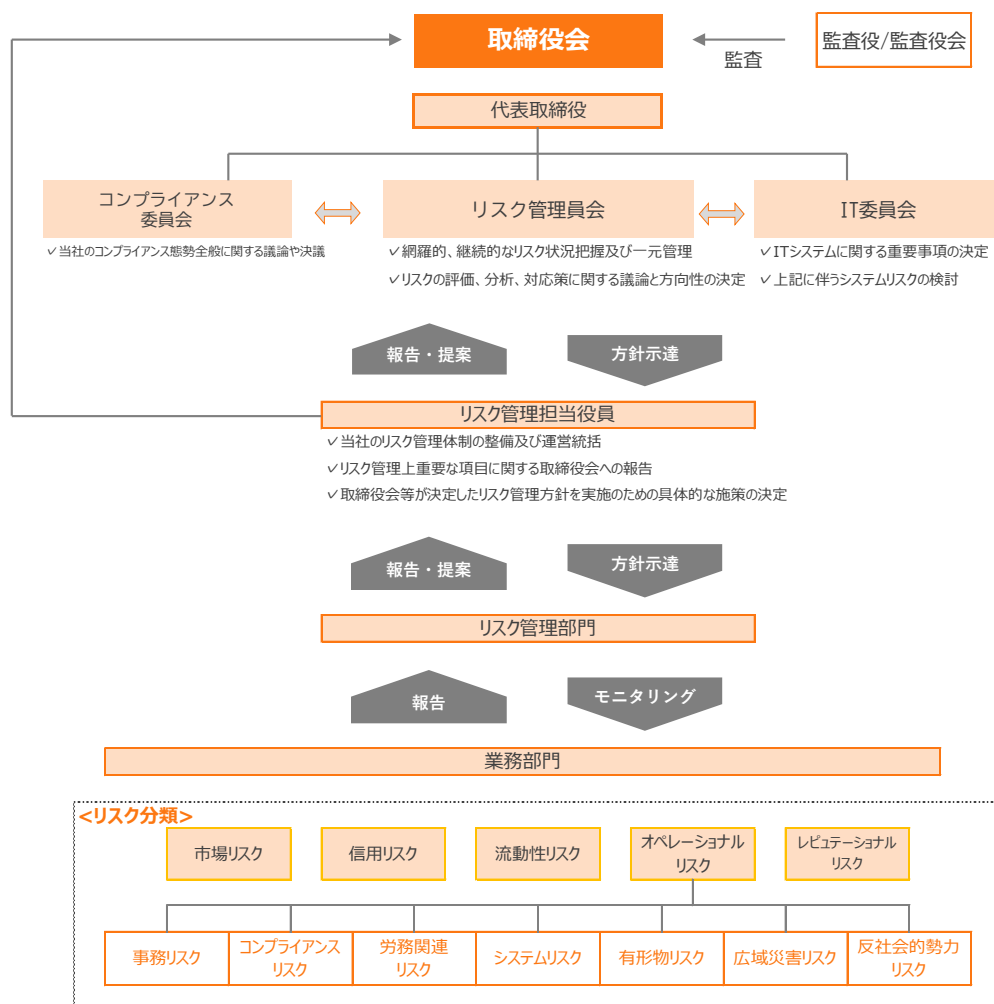
1. リスク管理の基本方針

当社は、経営の健全性・安全性を維持・向上させるために、各種リスクについての基本的認識及びリスクマネジメントに関する基本方針を「リスク管理ポリシー」として定め、これに基づき当社全体が抱えるリスクの総和を把握して能動的な管理に努めています。

2. リスク管理の体制

当社では、リスクマネジメントの方針を定め、リスクの把握・評価・対応までを一連のプロセスとして管理しています。これらの取り組みは、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づいて進められており、社内の内部統制体制をより適切かつ効果的に実現することを目的としています。このPDCAを確実に運用するために、当社では「リスク管理委員会」を設置しております。

リスク管理委員会には、当社の業務運営上の諸リスクが報告されるだけでなく、他の重要委員会であるコンプライアンス委員会、IT委員会において協議・報告されたリスク管理に関する事項についても報告が行われることとなっております。報告されたリスク事項の発生から解決に至るまで継続的にモニタリングが行われるほか、業務継続体制の整備を推進するための全社的な協議、調整も行っております。



コンプライアンス（法令等遵守）

コンプライアンス活動の適切な運営のために、次の通り体制を組み、権限と責任を定めております。

(1) コンプライアンス委員会の設置

当社内で発生したするコンプライアンス関連事項について、報告、具体的な議論、決議を行っています。監査部並びに親会社であるSBI新生銀行のグループ経営企画部及びグループ法務・コンプライアンス統括部からオブザーバーを招集し、第3線からの牽制の確保並びにグループ一体となったコンプライアンス体制の構築に努めております。

(2) コンプライアンス責任者及びコンプライアンス管理者の設置

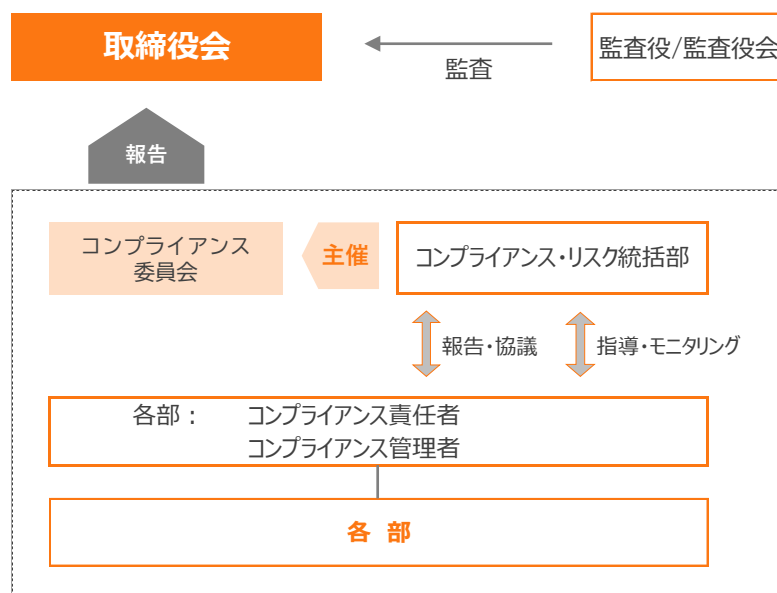
社内各部にコンプライアンス責任者およびコンプライアンス管理者を設置しています。コンプライアンス責任者は、各部のコンプライアンス活動を統括し、法令遵守状況の把握と是正対応、コンプライアンス管理者への指導を通じて態勢の維持・向上を図ります。コンプライアンス管理者は、各部役職員への指導、案件の初期判断、状況のモニタリング、活動報告の作成などを通じて、社内のコンプライアンス意識の浸透に重要な役割を担っています。

(3) コンプライアンスオフィサーの設置

コンプライアンス・リスク統括部内にコンプライアンスオフィサーを設置しています。コンプライアンスオフィサーは、各部から寄せられたコンプライアンス案件の対応や各部のコンプライアンス状況のモニタリング及び指導の実施を通じて、業務運営に係る法令諸規則等の周知徹底の支援を行う役割を担っております。

(4) コンプライアンス・ホットライン制度の導入

当社の役職員等が、法令等の違反、あるいはその疑いのある事実を通報できるシステムを構築しています。通報を行ったことを理由に通報者に対して不利益な扱いを行うことは禁止されており、また社外の通報受付窓口を通じた通報を可能にするなど、実効性のある体制構築に努めております。



各種コンプライアンス方針

(1)お客さま本位の業務運営

当社は、SBI新生銀行グループの一員として、お客さまの「最善の利益」を最優先とした業務運営実践に向け、以下の原則に基づき「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定し、当社ホームページにて公表しております。

- ① お客さま本位の業務運営に係る方針の策定・公表等
- ② お客さまの最善の利益の追求
- ③ 利益相反の適切な管理
- ④ 手数料等の明確化
- ⑤ 重要な情報の分かりやすい提供
- ⑥ お客さまにふさわしいサービスの提供
- ⑦ 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

(2) 個人情報保護方針

当社は、「個人情報保護の基本方針」を定め、同方針に則って適切な個人情報保護に努めます。

(3) 勧誘方針

当社は、「金融商品勧誘方針」を定め、金融商品の販売等に際しては同方針を遵守します。

(4) 利益相反管理方針

当社は、お客さまの利益が利益相反取引によって不当に害されることのないよう「利益相反管理ポリシー」を定め、業務に関する情報を適切に管理する体制を整備しております。

(5)反社会的勢力との関係遮断

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然かつ断固とした態度をもって対応、反社会的勢力との関係を一切遮断することを宣言します。万が一、反社会的勢力から不当要求等を受けた場合、当社は、警察当局や弁護士等の外部専門機関と連携し、必要に応じて民事及び刑事の両面から法的に対応します。

(6)マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

当社は、「SBI新生銀行グループマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」に基づき、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかかる有効性を検証し、不断の見直しを行うことでマネー・ローンダリング等防止態勢の強化に努めてまいります。

(7)指定紛争解決機関

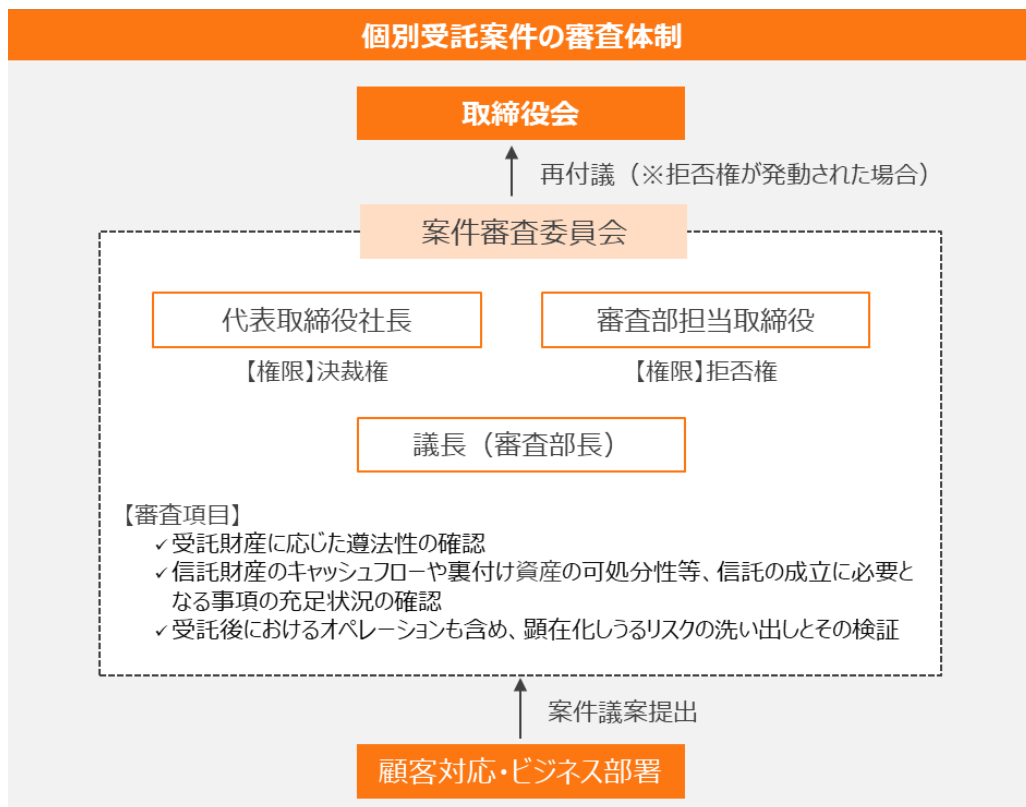
当社は、以下の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結しております。

機関名称	一般社団法人全国銀行協会	一般社団法人信託協会
対象業務	銀行業務および登録金融機関業務	信託業務および登録金融機関業務 (信託受益権売買等業務)
連絡先	全国銀行協会相談室 0570-017109 03-5252-3772	信託相談所 0120-817-335 (フリーダイヤル) 03-6206-3988 (携帯電話の場合)
受付日時	月曜日～金曜日 (祝日および銀行の休業日を除く) 9:00～17:00	月曜日～金曜日 (祝日および銀行の休業日を除く) 9:00～17:15

受託審査体制

1. 審査体制

当社では、個別案件の受託にあたり、案件審査委員会による審議を行っております。同委員会は、審査部が主管し審査部長が議長を務める社長の諮問機関であるとともに、審査部担当取締役が拒否権を持つことにより、審査部門による牽制機能の実効性を高めております。審査部担当取締役の拒否権が発動された場合は、当該案件を取締役会へ再付議することを可能としており、社外取締役や監査役の意見も踏まえ受託可否等の検討を行う態勢としております。



2. 当社の特徴

- ◆ 各種資格保有者の見識と確かな経験に基づく適切な審査の実施
- ◆ 顧客対応部署との密な連携を通じて社会的ニーズの把握に努め、市場や規制の状況を常にモニタリングすることにより、新たに発生するリスクを予見することで速やかに対応できる態勢を構築

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

当社は、専門信託銀行として、資産の流動化・証券化の分野を中心とした信託サービスの提供を行っており、融資業務を行っておりません。

しかしながら、中小企業者等からご相談やご要望があった際は、受託者として受益者の意向も踏まえつつ真摯に対応していくように努めております。

また、当社は全国各地の不動産案件の受託や事業者の資金調達・投資ニーズへの対応を行うとともに、地域金融機関との連携を通じて各地域のニーズを把握し必要なサービスを提供していくことにより、地域の活性化への貢献を果たしてまいります。

財務諸表

当社の2025年3月期の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、2025年5月7日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しておりますが、この財務諸表そのものについては監査を受けておりません。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2024年 3月期	2025年 3月期	科目	2024年 3月期	2025年 3月期
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	9,596	4,088	その他負債	332	403
預け金	9,596	4,088	未払法人税等	37	73
有価証券	-	5,965	未払金	86	73
国債	-	5,965	未払費用	42	45
その他資産	328	288	前受収益	88	115
前払費用	17	24	預り金	22	56
未収収益	186	203	資産除去債務	38	28
未収入金	41	24	その他の負債	14	9
その他の資産	83	35	賞与引当金	129	142
有形固定資産	9	51			
建物	6	40	負債の部合計	461	545
その他の有形固定資産	3	10			
無形固定資産	8	5	(純資産の部)		
ソフトウェア	8	5	資本金	5,000	5,000
繰延税金資産	86	89	利益剰余金	4,567	4,943
			利益準備金	1,630	1,630
			その他利益剰余金	2,937	3,313
			繰越利益剰余金	2,937	3,313
			株主資本合計	9,567	9,943
			純資産の部合計	9,567	9,943
資産の部合計	10,029	10,489	負債及び純資産の部合計	10,029	10,489

損益計算書

(単位：百万円)

科目	2024年3月期	2025年3月期
経常収益	1,894	1,992
信託報酬	1,676	1,893
資金運用収益	6	36
有価証券利息配当金	-	25
預け金利息	6	11
その他の受入利息	0	-
役務取引等収益	210	60
その他の役務収益	210	60
その他業務収益	0	1
外国為替売買益	0	1
その他経常収益	-	0
その他の経常収益	-	0
経常費用	1,365	1,462
資金調達費用	-	0
その他の支払利息	-	0
役務取引等費用	136	181
支払為替手数料	1	1
その他の役務費用	134	180
営業経費	1,229	1,280
経常利益	528	530
特別損失	0	1
固定資産処分損	0	1
税引前当期純利益	528	528
法人税、住民税及び事業税	145	155
法人税等調整額	5	△ 3
法人税等合計	150	152
当期純利益	377	376

株主資本等変動計算書

2024年3月期

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	5,000	1,630	2,560	4,190	9,190	9,190
当期変動額						
当期純利益			377	377	377	377
当期変動額合計	-	-	377	377	377	377
当期末残高	5,000	1,630	2,937	4,567	9,567	9,567

2025年3月期

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	5,000	1,630	2,937	4,567	9,567	9,567
当期変動額						
当期純利益			376	376	376	376
当期変動額合計	-	-	376	376	376	376
当期末残高	5,000	1,630	3,313	4,943	9,943	9,943

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	2024年3月期	2025年3月期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	528	528
減価償却費	4	9
賞与引当金の増減額（△は減少）	5	12
資金運用収益	△ 6	△ 36
資金調達費用	-	0
為替差損益（△は益）	△ 0	△ 1
固定資産処分損益（△は益）	0	1
預り金の純増減（△）	△ 1,392	33
資金運用による収入	6	29
資金調達による支出	-	△ 0
その他	△ 48	21
小計	△ 903	597
法人税等の支払額	△ 178	△ 123
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,082	474
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	△ 5,958
有形固定資産の取得による支出	△ 2	△ 21
有形固定資産の除却による支出	-	△ 3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2	△ 5,983
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	1
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△ 1,084	△ 5,507
現金及び現金同等物の期首残高	10,680	9,596
現金及び現金同等物の期末残高	9,596	4,088

(2025年3月期)

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券について、移動平均法による償却原価法（定額法）により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

10年から18年

その他の有形固定資産

4年から20年

なお、一括償却資産については3年の均等償却を採用しております。
- (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

顧客との契約から生じる収益のうち、信託契約締結サービスの対価として受領する信託報酬については、サービスの提供完了時点において履行義務が充足されるものとして収益を認識しております。

また、信託契約締結後の期中管理サービスの対価として受領する信託報酬については、サービスの提供期間にわたり履行義務が充足されるため、信託契約にて定める計算期間に応じて収益を認識しております。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち定期預け金以外のものであります。

会計方針の変更

1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「法人税等会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条により準用される信託業法第11条の営業保証金供託義務並びに宅地建物取引業法第25条の営業保証金供託義務に基づき、その他の資産のうち、35百万円を供託しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額

9百万円
3. 関係会社に対する金銭債権総額

295百万円
4. 関係会社に対する金銭債務総額

61百万円
5. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額はありません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額

0百万円

信託報酬及び役務取引等に係る収益総額

375百万円
- 関係会社との取引による費用

資金運用取引に係る費用総額

0百万円

役務取引等に係る費用総額

86百万円

その他の取引に係る費用総額

83百万円

2. 関連当事者との取引のうち、重要なものは次のとおりであります。

(1) 親会社

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
親会社	株式会社	被所有	信託業務	信託報酬	375	未収収益	0
	SBI新生銀行	直接	取引の受託	及び手数料(注1)		未収入金	5
		100%				前受収益	5

- (注)

1. 信託業務取引において、信託報酬及び手数料の水準は市場の実勢を勘案して決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

- (2) 兄弟会社等

重要なものはありません。
- (3) 役員及びその近親者

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100	—	—	100	—
合計	100	—	—	100	—

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

定期預け金の残高がないため、現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表の現金預け金と同額であります。

注記事項(続き)

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は信託業務に特化し、融資業務及び預金業務などを行っておりません。資金運用については、当社のリスク管理ポリシーに基づき保守的な運用に徹するものとしており、日本国債及び短期預け金による運用を主としております。資金調達については、外部負債による調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、日本国債及び預け金を中心となっており、日本国債は「満期保有目的」として保有しております。有価証券は市場価格の変動リスク、預け金は預け入れ先である金融機関の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、信用リスク・テイクによるリターンを獲得をビジネスの目的としておりませんが、当社のリスク管理ポリシーを始めとするリスク管理の諸規定に従い、定期的にモニタリングを行い、リスク管理委員会及び取締役会にリスク状況の報告を行っております。

預け金については、クレジットラインを設定し、特定先への過剰の集中的な投資を防ぐほか、預け入れ先である金融機関の格付け等の信用情報の把握を行っております。

②市場リスクの管理

当社は、当社のリスク管理ポリシーを始めとするリスク管理の諸規定に従い、市場リスクの管理を行っております。有価証券の保有を開始するにあたり、市場リスクを含む各種リスクを勘案したうえで運用計画（運用額、運用対象、等）を策定し当社経営委員会の承認を受けることとしており、保有後は毎月末にVaR（バリュエーションリスク）を計測し、当社のリスク管理部門への報告を行っているほか、リスク管理委員会及び取締役会へもリスク状況の報告を行っております。

VaRの計測は保有日数250日、観測期間5年（1250営業日）、信頼水準99%のヒストリカル・シミュレーション法を採用しており2025年3月期の計測額は163百万円となります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、年度毎に資金繰り計画を策定し、実績をリスク管理委員会に報告するほか、緊急時のバックアップファシリティとして株式会社SBI新生銀行からの当座貸越枠を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等の保有はありません。

また、現金預け金、その他資産・負債のうち金融商品に該当するものは、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	5,965	5,856	△ 108
満期保有目的の債券	5,965	5,856	△ 108
国債	5,965	5,856	△ 108
資産計	5,965	5,856	△ 108

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券	5,856	-	-	5,856
満期保有目的の債券	5,856	-	-	5,856
国債	5,856	-	-	5,856
資産計	5,856	-	-	5,856

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

国債について、活発な市場における無調整の相場価格を利用できることからレベル1の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	5,965	5,856	△ 108

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
賞与引当金	43	百万円
前受収益	34	
未払事業税	9	
資産除去債務	9	
その他	12	
繰延税金資産小計	108	
評価性引当額	△ 9	
繰延税金資産合計	98	
繰延税金負債		
資産除去債務対応資産	8	
繰延税金負債合計	8	
繰延税金資産の純額	89	百万円

当社は、当社の親会社であるSBI新生銀行を通算親会社とする、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は30.62%から31.52%に変更しております。

この税率変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	99,438 円 86 銭
1株当たりの当期純利益金額	3,767 円 26 銭

財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認

私は、当社の2025年3月期（2024年4月1日～2025年3月31日）に係る財務諸表について、財務諸表がすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。また、監査部の検証・報告を含め、財務諸表作成に係る内部統制が有効に機能していることを確認いたしました。

2025年7月1日

代表取締役社長 岩井正貴

二 信託業務の状況

資料編

信託財産残高表

(単位：百万円)					
科目	2024年 3月期	2025年 3月期	科目	2024年 3月期	2025年 3月期
(資産)			(負債)		
貸出金	400,692	529,814	指定金銭信託	166,114	194,715
有価証券	1,456,528	1,513,386	特定金銭信託	14,724	14,724
信託受益権	-	301,052	投資信託	-	301,052
金銭債権	1,165,186	1,843,489	金銭信託以外の金銭の信託	2,675,260	3,399,907
有形固定資産	320,258	357,524	有価証券の信託	44,814	44,348
無形固定資産	2,530	2,504	金銭債権の信託	524,195	989,491
その他債権	10,245	13,462	動産の信託	11,492	11,494
現金預け金	945,687	1,477,947	土地及びその定着物の信託	320,366	360,055
			包括信託	544,161	723,392
合計	4,301,129	6,039,182	合計	4,301,129	6,039,182

(注) 1. 共同信託他社管理財産については該当ありません。
2. 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）については取扱残高はありません。

金銭信託の信託期間別の元本残高

(単位：百万円)		
	2024年3月期	2025年3月期
1年未満	22,020	10,528
1年以上2年未満	42,980	83,530
2年以上5年未満	12,486	4,749
5年以上	1	1
その他のもの	-	-
合計	77,487	98,809

(注) 貸付信託の取扱はありません。

金銭信託等に係る有価証券の種類別運用残高

(単位：百万円)		
	2024年3月期	2025年3月期
国債	-	-
地方債	-	-
社債	-	-
その他の証券	14,713	14,713
合計	14,713	14,713

(注) 年金信託、財産形成給付信託、貸付信託の取扱はありません。

金銭信託等に係る貸出金残高（科目別）

(単位：百万円、かつこ内は構成比)			
		2024年3月期	2025年3月期
証書貸付	金額	103,648	100,942
	(構成比)	(100.0%)	(100.0%)
手形貸付	金額	-	-
	(構成比)	(-%)	(-%)
割引手形	金額	-	-
	(構成比)	(-%)	(-%)
合計	金額	103,648	100,942
	(構成比)	(100.0%)	(100.0%)

(注) 信託勘定の貸出金のうち、金銭信託等に係る貸出金残高です。
貸出金残高（科目別）以下、（契約期間別）、（担保種類別）、（業種別）、（使途別）、中小企業向け貸出 の各表も同様です。

金銭信託等に係る貸出金残高（契約期間別）

(単位：百万円)		
	2024年3月期	2025年3月期
1年以下	36,591	83,574
1年超3年以下	32,811	1,067
3年超5年以下	8,084	3,753
5年超7年以下	-	-
7年超	26,161	12,547
合計	103,648	100,942

金銭信託等に係る貸出金残高（担保種類別）

（単位：百万円）

	2024年3月期	2025年3月期
有価証券	-	-
債権	-	-
商品	-	-
不動産	-	-
その他	-	-
小計	-	-
保証	-	-
信用	103,648	100,942
合計	103,648	100,942
（うち劣後特約貸出金）	（-）	（-）

金銭信託等に係る貸出金残高（業種別）

（単位：百万円、かつこ内は構成比）

		2024年3月期	2025年3月期
金融・保険業	金額 （構成比）	103,648 （100.0%）	100,942 （100.0%）
不動産業	金額 （構成比）	- （-%）	- （-%）
各種サービス業	金額 （構成比）	- （-%）	- （-%）
地方公共団体	金額 （構成比）	- （-%）	- （-%）
その他	金額 （構成比）	- （-%）	- （-%）
合計	金額 （構成比）	103,648 （100.0%）	100,942 （100.0%）

金銭信託等に係る貸出金残高（使途別）

（単位：百万円）

	2024年3月期	2025年3月期
設備資金	-	-
運転資金	103,648	100,942
合計	103,648	100,942

金銭信託等に係る中小企業向け貸出

（単位：百万円）

	2024年3月期	2025年3月期
総貸出金（A）	103,648	100,942
中小企業等に対する貸出金残高（B）	103,648	100,942
比率（%）（B/A）	（100.0%）	（100.0%）

（注） 中小企業等とは、資本金3億円（ただし卸売業は1億円、小売業、飲食店、物品賃貸業等は5,000万円）以下の会社または常用する従業員が300人（ただし卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の会社及び個人です。

金銭信託等の種類別の貸出金および有価証券の区分ごとの運用残高

（単位：百万円）

		2024年3月期	2025年3月期
金銭信託	貸出金	103,648	100,942
	有価証券	14,713	14,713
	合計	118,362	115,655
貸出金合計		103,648	100,942
有価証券合計		14,713	14,713
貸出金及び有価証券合計		118,362	115,655

（注） 年金信託、財産形成給付信託、貸付信託の取扱はありません。

営業の状況

主要な経営指標の推移

(単位：百万円)					
科目	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期
経常収益	1,588	1,664	1,749	1,894	1,992
経常利益	432	504	564	528	530
当期純利益	295	343	390	377	376
資本金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数（千株）	100	100	100	100	100
純資産額	8,455	8,799	9,190	9,567	9,943
総資産額	10,583	10,953	11,060	10,029	10,489
預金残高	-	-	-	-	-
貸出金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	-	-	-	-	5,965
単体自己資本比率(国内基準)	204.86%	220.11%	241.31%	213.06%	274.49%
配当性向	-	-	-	-	-
従業員数（人）	62	61	66	75	81
信託報酬	1,510	1,601	1,616	1,676	1,893
信託勘定貸出金残高	433,452	416,992	404,502	400,692	529,814
信託勘定有価証券残高	902,978	1,077,386	1,250,118	1,456,528	1,513,386
信託財産額	3,231,915	3,245,777	3,766,373	4,301,129	6,039,182

業務粗利益及び業務純益

(単位：百万円)						
	2024年3月期			2025年3月期		
	国内業務	国際業務	合計	国内業務	国際業務	合計
資金運用収支	6	0	6	36	0	36
資金運用収益	6	0	6	36	0	36
資金調達費用	-	-	-	0	-	0
役務取引等収支	1,751	-	1,751	1,772	-	1,772
役務取引等収益	1,887	-	1,887	1,954	-	1,954
役務取引等費用	136	-	136	181	-	181
特定取引収支	-	-	-	-	-	-
特定取引収益	-	-	-	-	-	-
特定取引費用	-	-	-	-	-	-
その他業務収支	-	0	0	-	1	1
その他業務収益	-	0	0	-	1	1
その他業務費用	-	-	-	-	-	-
業務粗利益	1,758	0	1,758	1,809	1	1,810
業務粗利益率			13.84%			15.68%
業務純益			528			530
実質業務純益			528			530
コア業務純益			528			530
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）			528			530

(注) 1. 国内業務は国内店の円建取引、国際業務は国内店の外貨建取引です。
2. 役務取引等収益には信託報酬を含みます。
3. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
4. 業務純益は「業務粗利益」から「一般貸倒引当金繰入額」及び「経費」を控除したのになります。
5. 実質業務純益は「業務純益」に「一般貸倒引当金繰入額」及び「信託勘定不良債権処理額」を加算したのになります。
6. コア業務純益は「実質業務純益」から「国債等債券損益」を差し引いて算出したのになります。
7. コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）は「コア業務純益」から「投資信託解約損益」を差し引いて算出したのになります。
8. 2024年3月期及び2025年3月期において、「一般貸倒引当金繰入額」「信託勘定不良債権処理額」「国債等債券損益」「投資信託解約損益」の計上はなく、「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」の指標のいずれについても同値となっております。

資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘

(単位：百万円)

		2024年3月期			2025年3月期		
		平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
国内業務	資金運用勘定	12,694	6	0.05%	11,540	36	0.31%
	うち貸出金	-	-	-	-	-	-
	うち有価証券	-	-	-	4,589	25	0.54%
	うち預け金	12,694	6	0.05%	6,950	11	0.16%
	資金調達勘定	-	-	-	-	-	-
	資金運用収支・資金粗利鞘		6	0.05%		36	0.31%
国際業務	資金運用勘定	1	0	0.00%	2	0	0.00%
	うち貸出金	-	-	-	-	-	-
	うち有価証券	-	-	-	-	-	-
	うち預け金	1	0	0.00%	2	0	0.00%
	資金調達勘定	-	-	-	-	-	-
	資金運用収支・資金粗利鞘		0	0.00%		0	0.00%
合計	資金運用勘定	12,696	6	0.05%	11,543	36	0.31%
	うち貸出金	-	-	-	-	-	-
	うち有価証券	-	-	-	4,589	25	0.54%
	うち預け金	12,696	6	0.05%	6,953	11	0.16%
	資金調達勘定	-	-	-	-	-	-
	資金運用収支・資金粗利鞘		6	0.05%		36	0.31%

受取・支払利息の分析

(単位：百万円)

		2024年3月期			2025年3月期		
		残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
国内業務	受取利息	1	△ 1	0	△ 0	30	30
	支払利息	-	△ 0	△ 0	-	-	-
国際業務	受取利息	△ 0	0	0	0	0	0
	支払利息	-	-	-	-	-	-
合計	受取利息	1	△ 1	0	△ 0	30	30
	支払利息	-	△ 0	△ 0	-	-	-

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、「利率による増減」に含めて表示しています。

利益率

	2024年3月期	2025年3月期
総資産経常利益率	5.01%	5.16%
自己資本経常利益率	5.63%	5.43%
総資産当期純利益率	3.57%	3.67%
自己資本当期純利益率	4.02%	3.86%

(注)
$$\frac{\text{経常利益（または当期純利益）}}{\text{総資産平均残高（または自己資本勘定平均残高）}} \times 100$$

※自己資本…純資産の部合計－新株予約権－少数株主持分（ただし、新株予約権および少数株主持分はありません。）

営業経費の内訳

(単位：百万円)

科目	2024年3月期	2025年3月期
給料・手当	558	603
賞与引当金繰入	129	142
出向者退職金負担額	72	71
福利厚生費	100	109
減価償却費	4	9
土地建物機械賃借料	44	49
営繕費	13	15
消耗品費	6	3
給水光熱費	2	2
旅費	2	1
通信費	3	3
諸会費・寄付金・交際費	6	6
租税公課	60	63
その他	223	197
合計	1,229	1,280

二

資料編

有価証券の状況

有価証券の種類別残高

(単位：百万円)

	2024年3月期		2025年3月期	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	-	-	5,965	4,589
国内業務	-	-	5,965	4,589
国際業務	-	-	-	-

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

	2024年3月期					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定めがないもの	合計
国債	-	-	-	-	-	-

(単位：百万円)

	2025年3月期					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定めがないもの	合計
国債	-	5,965	-	-	-	5,965

有価証券の時価情報

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	2024年3月期				2025年3月期			
	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	国債	5,965	5,856	△ 108

(注) 地方債、短期社債、社債、株式、外国債券、外国株式、その他の証券は保有していません。

自己資本の充実の状況（国内基準）

自己資本の構成に関する開示事項

自己資本比率は「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に基づき定められた算式に基づき算出しております。また、2024年3月期末よりパーゼルⅢ最終合意を踏まえ改正された銀行自己資本比率規制を適用しております。

なお、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては標準的計測手法を採用するとともに、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

（単位：百万円、％）

項目	2024年3月期	2025年3月期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	9,567	9,943
うち、資本金及び資本剰余金の額	5,000	5,000
うち、利益剰余金の額	4,567	4,943
うち、自己株式の額（△）	-	-
うち、社外流出予定額（△）	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	-	-
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	-	-
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	9,567	9,943
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	5	4
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外のものの額	5	4
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	5	4
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	9,561	9,939
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,833	803
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,653	2,817
資本フロア調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	4,487	3,621
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	213.06%	274.49%

1. 自己資本調達手段の概要

当社は、株式会社SBI新生銀行のグループ管理方針に基づき、株式会社SBI新生銀行への普通株式発行により資本調達を行っております。

2. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当社は、資産の流動化を主とする信託業務に特化するという戦略目標に基づき、市場リスクおよび信用リスクについては、当該リスク・テイクによるリターンを獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを「リスク管理ポリシー」に明確に定めております。このポリシーに基づき、現状、融資業務および預金業務は行っており、資産の運用についても外部負債に依存せず、自己資本部分について保守的な運用に徹しております。

自己資本の充実度に関する評価方法につきましては、自己資本額、信用リスク・アセットの額、オペレーショナル・リスク相当額の合計額およびこれに基づく自己資本比率を、半期毎に、リスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

3. 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当社は、「リスク管理ポリシー」において、信用リスクを、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクと定義し、当該リスク・テイクによるリターンを獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを明確に定めております。投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践するとともに、この指針を実現するために、「市場リスク及び信用リスク管理基準」を定めています。

ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は、S&P、Moody's、Fitch、R&I、JCRの5社となっております。

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は、S&P、Moody's、Fitch、R&I、JCRの5社となっております。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

現在、該当取引はありません。

5. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当社は、「リスク管理ポリシー」において、オペレーショナル・リスクを業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクと定義し、当社のビジネス・モデルに鑑みて管理すべき最大のリスクであることを踏まえ、そのリスク特性（多様性等）に対応すべくリスク領域横断的な組織体制・管理プロセスを構築し管理に当たるとともに、その削減に努めることを明確に定めております。

この指針を実現するために、「オペレーショナル・リスク管理規程」を定めており、当社は、オペレーショナル・リスクの対象領域を、事務リスク、コンプライアンスリスク、労務関連リスク、システムリスク、有形物リスク、反社会的勢力リスク、広域災害リスクと認識し、当該リスクを定性面、定量面双方から管理するものとしております。

オペレーショナル・リスクを含むリスクは、業務横断的な管理体制を構築し、網羅的なリスク状況の把握及びリスクの一元管理を実現するものとしております。

リスク管理体制については、P12をご参照ください。

ロ. BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。

なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第305条に定められた方法に基づき算出しております。

ハ. ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第306条に基づき「1」を使用しております。

ニ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した

連結子法人等または事業部門の有無
該当ありません。

ホ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した

特殊損失の有無
該当ありません。

6. 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当社は、「リスク管理ポリシー」において、市場リスクを、金利、有価証券価格、為替等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価格が変動し損失を被るリスクと定義し、当該リスク・テイクによるリターンを獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては運用に徹することを明確に定めております。投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践するとともに、この指針を実現するために、「市場リスク及び信用リスク管理基準」を定めています。

また、毎四半期に開催されるリスク管理委員会及び取締役会において、計測した金利リスクの報告を行っております。

ロ. 金利リスクの算定手法の概要

当社は、金利リスクについて、「市場リスク及び信用リスク管理基準」に基づき、IRRBBで定められた3つの金利変動シナリオ（上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化）による経済価値の変動（以下「 Δ EVE」という）を計算し、最大の Δ EVE値を金利リスク額としています。

また、IRRBBで定められた2つの金利変動シナリオ（上方パラレルシフト、下方パラレルシフト）による算出基準日から1年間の金利キャッシュ・フローの変動額（以下「 Δ NII」という）を計算しています。

定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2024年3月期		2025年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,833	74	803	33
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業向け	1,391	56	303	13
法人等向け	191	8	194	8
中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	-	-	-	-
うち、出資等のエクスポージャー	-	-	-	-
うち、重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	250	10	305	13
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
うち、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	223	9	229	10
うち、上記以外のエクスポージャー	26	2	75	4
証券化（オリジネーターの場合）	-	-	-	-
うち、再証券化	-	-	-	-
証券化（オリジネーター以外の場合）	-	-	-	-
うち、再証券化	-	-	-	-
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク	2,653	107	2,817	113
合計	4,487	180	3,621	145

- (注) 1. 個々の所要自己資本の額は切上表示をし、所要自己資本の額の合計は、各所要自己資本の額の合計に対し切上表示を行っております。
2. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4％
3. オペレーショナル・リスクについては標準的手法を採用しております。標準的手法における、BI及びBICの額については下記をご参照ください。

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスク	2025年3月期
BIの額	1,878
BICの額	225

2. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

		2024年3月期				
		現金 預け金	金銭の 信託	有価証券	その他	合計
地域別	国内	9,591	-	-	420	10,011
	国外	4	-	-	6	11
	合計	9,596	-	-	427	10,023
業種別	金融・保険業	9,596	-	-	276	9,872
	国・地方公共団体	-	-	-	35	35
	その他	-	-	-	115	115
	合計	9,596	-	-	427	10,023
残存期間別	1年以下	-	-	-	244	244
	1年超3年以下	-	-	-	0	0
	3年超5年以下	-	-	-	-	-
	5年超7年以下	-	-	-	-	-
	7年超10年以下	-	-	-	-	-
	10年超	-	-	-	-	-
	期間の定めのないもの	9,596	-	-	181	9,777
	合計	9,596	-	-	427	10,023

（単位：百万円）

		2025年3月期				
		現金 預け金	金銭の 信託	有価証券	その他	合計
地域別	国内	4,081	-	5,965	426	10,472
	国外	6	-	-	5	12
	合計	4,088	-	5,965	431	10,485
業種別	金融・保険業	4,088	-	-	227	4,316
	国・地方公共団体	-	-	5,965	35	6,001
	その他	-	-	-	167	167
	合計	4,088	-	5,965	431	10,485
残存期間別	1年以下	-	-	-	252	252
	1年超3年以下	-	-	-	-	-
	3年超5年以下	-	-	5,965	-	5,965
	5年超7年以下	-	-	-	-	-
	7年超10年以下	-	-	-	0	0
	10年超	-	-	-	-	-
	期間の定めのないもの	4,088	-	-	178	4,266
	合計	4,088	-	5,965	431	10,485

- （注） 期間の判別のできないものは、「期間の定めのないもの」に含めております。
- (2) 延滞エクスポージャーの残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高
該当事項はありません。
- (3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の残高及び期中の増減額
貸倒引当金を計上しているエクスポージャーはありません。
- (4) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
該当事項はありません。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、ポートフォリオ及びリスク・ウェイト区分ごとの金額

(単位：百万円)

	2024年3月期								
	オンバランスシートのエクスポージャーの額							信用リスク セットの額	リスク・ウェイトの加重平均値
	0%	30%	50%	75%	100%	150%	合計		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,507	-	-	-	-	-	6,507	-	0%
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	1,176	2,008	-	-	23	3,207	1,391	43%
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	13	1	-	-	-	14	4	32%
法人等向け	-	-	-	0	190	-	191	191	100%
合計	6,507	1,176	2,008	0	190	23	9,907	1,583	16%

(単位：百万円)

	2025年3月期								
	オンバランスシートのエクスポージャーの額							信用リスク セットの額	リスク・ウェイトの加重平均値
	0%	30%	50%	75%	100%	150%	合計		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	9,400	-	-	-	-	-	9,400	-	0%
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	400	299	-	-	22	721	303	42%
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	7	2	-	-	-	10	3	35%
法人等向け	-	-	-	0	194	-	194	194	100%
合計	9,400	400	299	0	194	22	10,317	497	5%

(注) 1. オフバランスシートのエクスポージャーの額及びCCFIは該当ありません。
2. 信用リスク削減手法を適用する取引はありません。
3. リスク・ウェイトの加重平均値は、単位未満を四捨五入し表示しております。

3. 金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク

(単位：百万円)

		△EVE		△NII	
		2024年3月期	2025年3月期	2024年3月期	2025年3月期
1	上方パラレルシフト	-	225	-	0
2	下方パラレルシフト	-	0	-	0
3	スティープ化	-	75		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	-	225	-	0
8	自己資本の額	2024年3月期		2025年3月期	
		9,561		9,939	

(注) 2024年3月期は金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額を生じる資産・負債・オフバランス取引はありません。

二 報酬等に関する開示

1. 当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲
開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲
対象役員は、当社の取締役および監査役であります。なお、社外取締役および非常勤の社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲
当社では、対象役員以外の当社の役員および従業員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

(ア) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲
「高額の報酬等を受ける者」とは、当事業年度中に行った同行との資金決済において、「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。
なお、当社の役職員は、監査役を除き、全員が当社の親法人であるSBI新生銀行（以下、「同行」）からの出向行員であり、退職一時金につきましても、出向期間に応じて、退職給付費用（勤務費用）の支払いを毎月同行に対して行っておりますので、当該負担額を含め、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。
当事業年度において「対象役員の平均報酬額」以上の報酬を受ける対象従業員はありません。

(イ) 「当社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲
「当社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について
① 対象役員の報酬等の決定について
当社では、株主総会において役員報酬の上限総額（取締役：年額120百万円以内、監査役：年額24百万円以内）を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。取締役会は、上限額の範囲内での配分を社長に一任しております。社長は、決定した取締役の報酬の個人別の配分を監査役に報告し、監査役の監査を受けております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

なお、上述の取締役においても、同行からの出向行員でありますので、②に記載するとおり、同行の報酬制度に則り報酬の支払いを受けております。

4. 当社の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）（単位：百万円）

区分	人数	報酬等の 総額	固定報酬の 総額		変動報酬の 総額	賞与	退職慰労金	その他
				基本報酬				
対象役員	4	63	63	63	-	-	-	-

(注) 1. 当社が報酬等支給している対象役員は、常勤取締役3名、常勤監査役1名の計4名になります。
常勤取締役は、SBI新生銀行（以下、「同行」）からの出向行員であり、同行から請求を受けて支払った金額を当社の報酬等支払額としております。
なお、対象役員のうち、非常勤取締役については、当社が負担している報酬等がないため、上表の人数および対象役員の平均報酬額の計算に含めておりません。

2. 対象役員の報酬額には、当事業年度に支払った役員就任期間に対応する報酬を集計しており、役員就任前の従業員としての報酬を含めておりません。

索引（法定開示事項一覧）

I 業務および財産の状況に関する事項（銀行法施行規則第19条の2）

項目	掲載 ページ	項目	掲載 ページ
1. 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項		貸出金等に関する指標	
イ 経営の組織	9	(1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証券貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	該当なし
ロ 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項		(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	該当なし
(1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	8	(3) 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び支払承諾見返額	該当なし
(2) 各株主の持株数	8	(4) 使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	該当なし
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	8	(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当なし
ハ 取締役及び監査役の氏名及び役職名	10	(6) 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当なし
ニ 会計参与の氏名又は名称	該当なし	(7) 特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	該当なし
ホ 会計監査人の氏名又は名称	17	(8) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	該当なし
ヘ 営業所の名称及び所在地	8	有価証券に関する指標	
ト 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する事項	該当なし	(1) 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	該当なし
チ 外国における法第2条第14項各号に掲げる行為の受託者に関する事項	該当なし	(2) 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。)の残存期間別の残高	25
2. 銀行の主要な業務の内容（信託業務の内容を含む。）	6-8	(3) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。)の平均残高	25
3. 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの		(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	該当なし
イ 直近の事業年度における事業の概況	5	信託業務に関する指標	
ロ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		(1) 信託財産残高表(注記事項を含む。)	21
(1) 経常収益	23	(2) 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託(以下「金銭信託等」という。)の受託残高	21
(2) 経常利益又は経常損失	23	(3) 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)の種類別の受託残高	該当なし
(3) 当期純利益若しくは当期純損失	23	(4) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	21
(4) 資本金及び発行済株式の総数	23	(5) 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	21
(5) 純資産額	23	(6) 金銭信託等に係る貸出金の科目別(証券貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。)の残高	21
(6) 総資産額	23	(7) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	21
(7) 預金残高	該当なし	(8) 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高	22
(8) 貸出金残高	該当なし	(9) 使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高	22
(9) 有価証券残高	23	(10) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	22
(10) 単体自己資本比率	23	(11) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	22
(11) 配当性向	23	(12) 金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。)の残高	21
(12) 従業員数	23	(13) 電子決済手段の種類別の残高	該当なし
(13) 信託報酬	23	(14) 暗号資産の種類別の残高	該当なし
(14) 信託勘定貸出金残高	23	4. 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項	
(15) 信託勘定有価証券残高	23	イ リスク管理の体制	12
(16) 信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段残高	該当なし	ロ 法令遵守の体制	13-14
(17) 信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高	該当なし		
(18) 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高	該当なし		
(19) 信託財産額	23		
ハ 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標			
主要な業務の状況を示す指標			
(1) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	23		
(2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	24		
(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	24		
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	24		
(5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	24		
(6) 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	24		
預金に関する指標			
(1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	該当なし		
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	該当なし		

項目	掲載 ページ	項目	掲載 ページ
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	16	ホ 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項	海外営業拠点をもたないため掲載なし
二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項		ヘ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	14	(1) 有価証券	25
(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第12条の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	該当なし	(2) 金銭の信託	該当なし
5. 銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項		(3) 第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引	該当なし
イ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	17-20	(4) 電子決済手段	該当なし
ロ 銀行法、金融再生法に基づく開示債権のうち、次に掲げるものの額及び(1)～(4)の合計額		(5) 暗号資産	該当なし
(1) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	該当なし	ト 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	該当なし
(2) 危険債権	該当なし	チ 貸出金償却の額	該当なし
(3) 3か月以上延滞債権	該当なし	リ 法第20条第1項の規定により作成した書面（同条第3項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	17
(4) 貸出条件緩和債権	該当なし	ヌ 銀行が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当なし
(5) 正常債権	該当なし	ル 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	該当なし
ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	該当なし	6. 報酬等に関する事項であって、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	31
二 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	26-30	7. 事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象	該当なし

II 自己資本の充実の状況（平成26年金融庁告示第7号）

項目	掲載 ページ	項目	掲載 ページ
1. 自己資本の構成に関する開示事項	26	3. 定量的な開示事項	
2. 定性的な開示事項		(1) 自己資本の充実度に関する事項	28
(1) 自己資本調達手段の概要	27	(2) 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項	29-30
(2) 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	27	(3) 信用リスク削減手法に関する事項	該当なし
(3) 信用リスクに関する事項	27	(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	該当なし
(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	27	(5) 証券化エクスポージャーに関する事項	該当なし
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	該当なし	(6) マーケット・リスクに関する事項	該当なし
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	該当なし	(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	該当なし
(7) マーケット・リスクに関する事項	該当なし	(8) 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	該当なし
(8) オペレーショナル・リスクに関する事項	27	(9) 金利リスクに関する事項	30
(9) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	該当なし		
(10) 金利リスクに関する事項	27		

III 対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項（平成24年金融庁告示第21号）

項目	掲載 ページ	項目	掲載 ページ
1. 対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項	31	4. 対象役職員の報酬等と業績の連動に関する事項	31
2. 対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項	31	5. 対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項	31
3. 対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項	31	6. 対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項	該当なし

IV 資産の査定に関する事項（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条）

項目	掲載 ページ
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	該当なし
2. 危険債権	該当なし
3. 要管理債権	該当なし
4. 正常債権	該当なし

新生信託銀行株式会社

Shinsei Trust & Banking Co., Ltd.

〒106-6008

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー 8階

TEL:03-6880-6200

<https://www.shinseitrust.com>